

要 請 事 項		回 答
【1】 自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。		
①	情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。	<p>【保険医療課】 被保険者の利便性が向上されるよう留意して対応していきます。</p> <p>【長寿課】 介護保険システムのベンダーとの協議で対応できる範囲内で維持していきたいと思います。</p> <p>【福祉課】 福祉システムの標準化に伴う市独自事業の廃止については検討していません。</p> <p>【子ども未来課】 状況に応じて、情報システム標準化のもとでの自治体独自の施策を推進していきます。</p> <p>【子ども家庭課】 情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策をすすめていきます。</p>
②	住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバイド(情報格差)への対策を講じてください。	<p>【保険医療課】 被保険者の利便性が向上されるよう留意して対応していきます。</p> <p>【長寿課】 申請書の様式変更に関する周知や問合せへの対応等、できる範囲での対応はしていきたいと考えています。</p> <p>【福祉課】 現在、電子申請を導入している業務においても、窓口及び郵送での申請も選択できるようにしています。</p> <p>【子ども未来課】 住民のデジタルデバイドが生じないように対応していきます。</p> <p>【子ども家庭課】 標準化の様式に関しても検討中の段階ですが、デジタルデバイドが生じないように対応していきます。</p>
【2】 県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。		
1. 安心できる介護保障		
★(1)介護保険料・利用料など		
①	介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。	<p>介護保険料は、介護給付費準備基金を取り崩すことで保険料の上昇を抑制するように設定しています。</p> <p>介護保険料の多段階は、令和6年度からは16段階に設定することで、国が示す基準よりも応能負担が強くなるようにしていますが、保険料の全額免除については、被保険者間の公平性の確保や、健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないと国が方針を示しているため、実施は予定していません。</p>
②	収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。	<p>前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合は、現時点では適切と捉えており、変更する予定はありません。</p>

保険医療課、
長寿課、
福祉課、
子ども未来課、
子ども家庭課、

保険医療課、
長寿課、
福祉課、
子ども未来課、
子ども家庭課、

長寿課

長寿課

要 請 事 項		回 答	
③	介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	低所得であることを理由とした一律減免については、被保険者間の公平性の確保や、健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないため、実施は予定していません。	長寿課
④	介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	減免した場合の不足した財源は他の被保険者の負担で賄うこととなり、被保険者全体の理解を得ることが困難であると考え、制度の範囲で実施します。	長寿課
⑤	施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。	介護保険負担限度額は、低所得者に対して施設サービス利用の食費、居住費等を減額する救済制度であるため、市が独自で上乗せする補助制度を創設することは考えていません。	長寿課
(2) 介護保険サービス			
★①	介護報酬引き下げ、物価高騰により苦境に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援をしてください。	物価高騰等に対する支援として、訪問介護事業所を含む市内介護保険サービス事業所等に対し、国からの交付金を活用した財政支援を令和5年度に実施しました。訪問介護事業所に特化した支援は検討していません。	長寿課
②	総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。	本人に対するアセスメントの結果、現行相当サービスが必要であると判断された方に対しては、引き続き現行サービスが利用できます。	長寿課
③	福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。	介護保険制度は、全国統一で行われていますので、状況に応じた対応を進めていきます。また、軽度者については、必要だと認められる場合は例外的に介護保険給付の対象としています。	長寿課
★(3) 基盤整備			
①	特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。	各サービスは、介護保険事業計画に基づき、将来人口や要介護認定者の見込数量を加味して整備していきます。	長寿課
②	要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。	特例入所の周知については、入所希望のあった施設が制度説明を行い、その適用については当該施設の入所判定委員会において適否が判定されることとなります。	長寿課
★(4) 介護人材確保			

要 請 事 項		回 答
①	介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。	介護職員人材確保事業は、本市の重要施策に位置づけており、愛知県の補助金も活用しながら実施しています。介護に関する入門的研修、介護職員初任者研修の市内実施、事業所での職場体験事業及び市内事業所へ新規採用された方に対する入門的研修に係った費用の補助等を実施し、介護人材の確保に努めています。
②	一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。	運営指導等によって一人夜勤の状況を確認した場合は、夜勤職員配置加算も活用し、状況改善に務めるよう周知します。
③	8時間以上の長時間労働を是正してください。	運営指導等により現状確認を行っています。長時間労働等の問題が確認された場合は、適切な勤務体制の確保及び運用をするよう指導します。
(5) 高齢者福祉施策の充実		
★①	中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。	難聴になることによる社会参加の減少、生活の質の低下など、日常生活への影響が考えられます。そのため、補聴器相談員など民間企業と連携して実施しています。また加齢者難聴の原因については、糖尿病、高血圧など生活習慣病も関係しているため、健診との連携も必要だと考えています。
②	サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。その他、介護予防にかかる地域支援事業に自治体として必要な事業費を確保してください。	本市の総合事業において、地域のサロン等に運動講師を無料で派遣する事業に取り組み、高齢者が集まる場への支援を行っています。また、認知症カフェ等、地域で認知症の方や家族を見守る取組も推進していきます。
③	高齢者・障害者などの外出支援の施策を充実してください。	65歳以上の高齢者に対し、年度ごとに1人1,000円分のマナカチャージ券を交付しています。また、運転免許証を自主返納した65歳以上の高齢者に対し、1人1回5,000円分のマナカチャージ券又は6,600円分のN-バス回数券を交付しています。
(6) 認知症高齢者の福祉施策の充実		
①	「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。	認知症施策推進計画について、次期高齢者福祉計画に位置付けることを見据えて施策を実施していきます。

長寿課

長寿課

長寿課

長寿課

長寿課

長寿課

長寿課

要 請 事 項		回 答	
②	認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。	市の行方不明高齢者ネットワーク事業登録者に対して、無償で損害賠償責任保険の加入することができます。	長寿課
③	認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。	認知症が疑われる高齢者で、介護、医療につながっていない高齢者については、認知症初期集中で対応していきます。	長寿課
★(7)障害者控除の認定			
①	介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を障害者控除の対象としてください。	要支援2以上の方で障害高齢者自立度A以上の方を対象としています。	長寿課
②	すべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上の人に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。	市で把握している対象者全員に対し、申請書の提出を省略し、自動的に認定書を送付しています。	長寿課
2. 国保の改善			
★(1)保険料(税)の引き下げ			
①	保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。	医療費の増加に伴い、保険税の引上げが行われており、所得に応じた保険税の納付をお願いしています。失業や休廃業等により納付が難しい世帯には減免制度を案内しています。また、医療費の増加に歯止めをかけるための保健事業等を実施しています。	保険医療課
②	前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。	令和6年度は、基金を活用し保険税の引き上げを抑制しました。今後は、基金残高の状況により、判断していきます。	保険医療課
★(2)保険料(税)の減免制度			
①	低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。	減免制度の範囲を拡大することで、全体の保険税率を上げる必要性が生まれることが懸念されるため、現状の減免制度について、拡大する予定はありません。	保険医療課
②	18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。	18歳未満の子どもについても、保険給付を受けているため、被保険者ごとに係る均等割の対象としています。今後については国の動向に従います。	保険医療課
③	収入減少を理由とした減免制度を、均等割を含む保険料(税)全額を対象とし、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。	減免制度の範囲を拡大することで、全体の保険税率を上げる必要性が生まれることが懸念されるため、現状の減免制度について、減免割合を拡大する予定はありません。	保険医療課
★(3)保険料(税)滞納者への対応			

要 請 事 項		回 答	
①	保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を課す制裁措置を行わないでください。	現在、特別療養費(保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を課す)の対象世帯はありません。今後については、状況に応じて判断していきます。	保険医療課
②	保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。	保険税を払いきれない加入者の実態については納税相談を通して把握し、個別に対応します。なお、加入者の収入状況、財産等をよく調査したうえで関係法令等に基づき、滞納処分の停止の判断をしています。	収納課
③	滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。	差押禁止財産を差し押さえることはありません。納税困難な場合は、早めの納付相談をお願いします。また、住民の収入状況、財産等をよく調査したうえで関係法令等に基づいて対応しています。	収納課
(4) 傷病手当金・出産手当金			
①	傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。	傷病手当金・出産手当金制度の創設の予定はありません。	保険医療課
(5) 一部負担金の減免制度			
①	一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。	要綱を定め、活用できるようになっています。	保険医療課
②	制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。	制度の周知については、加入時に配布する「国のしおり」などを活用して周知に努めています。	保険医療課
(6) 高額療養費の申請手続を簡素化			
①	70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。	全世帯を対象に簡素化を実施しており、申請は初回のみとしています。	保険医療課
★(7) 資格確認書の発行			
①	保険証の新規発行を停止する2024年12月2日以降も、国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書は自動的に発行してください。	資格確認書については、国の指針に基づき、当面の間、これまでの被保険者証同様、発行対象世帯には一斉送付を行う予定です。	保険医療課
3. 生活保護・生活困窮者支援			
(1) 生活保護制度			
★①	生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や公報を強化してください。	生活保護の申請手続き及び仕組みについて記載した資料を、市ホームページへ掲載しております。また、窓口においてはお声がけいただいた方に速やかに申請書をお渡ししております。	福祉課

要 請 事 項		回 答	
★②	相談は丁寧に对应し、相談者・申請者を何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。	生活保護の相談・申請にあたっては、生活保護制度を丁寧に説明した上で、相談者の立場に立って状況を聞き取る等、生活保護法に従い適切に対応しています。	福祉課
★③	扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。	本市では、生活保護制度に基づいて、扶養義務の履行が期待できる者に対して扶養照会を実施しており、照会を実施することにより本人の自立を阻害すると認める場合などは照会を控えるなど本人からの聞き取りの他、個別の状況を判断して実施しています。	福祉課
④	住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。	本人の状況を確認したうえで居宅又は施設による支援を行っています。なお、本市に生活保護施設はありません。	福祉課
⑤	エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。	国基準に基づき実施しています。	福祉課
⑥	車の使用については、障害があるなど個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。	生活保護制度における要件及び個々の事情に則り判断しています。	福祉課
★⑦	ケースワーカーの担当世帯数は国の標準を上回ることはないようにしてください。ケースワーカーや面接相談員は、有資格の正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。	国の基準に則り配置しており、研修にも参加しています。また、有資格者である就労支援相談員を配置し、専門的に支援しています。	福祉課
⑧	単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。	現在配置されているケースワーカー2名は男性職員ですが、単身女性の相談や家庭訪問については支援機関や係内女性職員の同席を依頼し対応しています。	福祉課
(2) 生活困窮者支援			
①	自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する支援について、専門的な知識・技術を有する職員を配置し、法の理念に即した支援を展開するため、本市は委託することとしています。また、支援策については、委託先と連携しながら、各問題に対し、関係各課等に繋ぐことができるよう取り組んでいます。	福祉課
②	相談員は社会福祉士など専門職員を正規職員で配置し、研修を充実してください。	自立相談支援事業の委託先には、社会福祉士の資格を有している者を配置され、定期的に研修にも参加しています。	福祉課 人事課なし
③	低所得世帯に対するエアコン購入費助成事業を創設・拡充してください。	助成事業の創設については検討していません。低所得世帯がエアコンを必要とする場合には、社会福祉協議会における生活福祉資金の貸付を案内しています。	福祉課
4. 福祉医療制度			
★①	福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。	本市では、子ども医療及び精神障害者医療については県制度の基準から市単独で拡充を行っており、母子家庭等医療及び後期高齢者福祉医療と合わせ、現在のところ、この制度を継続して行っていく予定です。	保険医療課

要 請 事 項		回 答	
★②	子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。	本市では、15歳年度末までの入・通院について現物給付を行っています。また、令和5年1月1日より中学卒業後18歳年度末までの者、全員への入院医療費の償還払いを開始しました。また、令和6年10月1日より中学卒業後18歳年度末までの者の通院医療費にまで支給対象を拡大し、現物給付にて支給を開始します。入院時食事療養の標準負担額は、今後も対象とする予定はありません。	保険医療課
★③	精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。	本市では、自立支援医療(精神通院)対象者は、その精神通院医療費に限り、市制度で自己負担分を医療費の支給対象としています。	保険医療課
④	後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。	本市では、県制度の基準から市単独で拡充を行っており、精神障害者保健福祉手帳1、2級の方に対して、一般の病気にも医療費を支給しています。また、自立支援医療(精神通院)対象者は、その精神通院医療費に限り、市制度で自己負担分を医療費の支給対象としています。当面は、現行制度を継続する予定です。対象者の拡充は、市予算の全体に影響があるため慎重な議論が必要であると考えます。	保険医療課
⑤	妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。	当面は、現行の福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を継続する予定です。対象者の拡充は、市予算の全体に影響があるため慎重な議論が必要であると考えます。	保険医療課
5. 子育て支援			
(1) 子どもの権利を守る施策の推進			
①	教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「子ども食堂」のとりくみを支援してください。	生活に困窮している家庭の子どもが自らの能力を伸ばし、社会で自立して生きていく力を身につけるために必要な支援として、生活保護世帯、生活困窮世帯、就学援助費受給世帯及び児童扶養手当受給世帯の子どもを対象とした基本的な生活や学習習慣を身につけるための支援事業を、平成28年度から実施しており、令和3年度からは学習面を強化する取組も行っています。	子ども家庭課
②	こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、必要な体制を整えてください。	令和6年4月に母子保健と児童福祉の一体化推進を主たる目的として、健康推進課母子保健係が保健センターから市役所本庁舎内の子ども家庭課母子保健係に移動し、「こども家庭センター」を設置しました。	子ども家庭課
(2) 就学援助制度の拡充			
①	就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。	御意見として伺います。	教育総務課
②	クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。	令和4年度からオンライン学習通信費を支給費目に追加し、拡充を図っています。	教育総務課
③	年度途中でも申請できることを周知徹底してください。	年度中に2回チラシを配布する等、周知に心がけています。	教育総務課
★(3) 子どもの給食費の無償化			

要 請 事 項		回 答	
①	小中学校の給食費を無償にしてください。	<p>【教育総務課】 経済的にお困りのご家庭には、就学援助制度にて給食費を援助しています。</p> <p>【給食センター】 給食に係る食材費は、保護者が負担する給食費に、1食あたり21円を上乗せして市が負担しています。近隣状況及び政府動向を注視して対応にあたります。</p>	教育総務課、給食センター
②	就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。	<p>保育園の副食費について、長久手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条の規定に基づき、子ども年収360万円未満相当の世帯等は無償となっております。</p> <p>また、施設等利用給付認定保護者についても子ども年収360万円未満相当の世帯等に対し月額4,800円まで補助しています。</p>	子ども未来課
★(4) 保育施策の抜本的拡充			
①	保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は自治体独自にさらなる改善を図ってください。幼児だけでなく、0・1・2歳児についても自治体独自に、公私間の格差なく、抜本的に改善してください。	<p>保育現場の実情等を踏まえ、公立保育所では可能な範囲でまずもって4・5歳児の対応を行いました。今後は入園の申込状況等を踏まえ反映していく予定です。</p> <p>私立保育所についても、各園の意向等を踏まえつつ新たな基準配置の趣旨を説明し、情報提供を行い、実施の検討を促してまいります。</p>	子ども未来課
②	公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。待機児童や保留児童(隠れ待機児童)がいる場合の対策は認可保育所の整備・増設によって行ってください。	<p>建物の老朽化に伴い、R8年度末に公立保育園1園を廃止するとともに、R6年度に認可保育施設を2園開園しました。</p> <p>R6.4.1時点の本市の待機児童は0人となります。</p>	子ども未来課
③	保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。保育料無償化の対象とされた認可外保育施設等のうち、指導監督基準を下回る施設については、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。また、監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。	<p>保育施設等への指導監査については、従前より保育士により実地検査をしています。</p> <p>R6.4.1時点で基準を下回る認可外保育施設は新たに設置された園のみとなっており、その園は今後県の指導監査にて基準を確認される予定です。</p> <p>なお、認可外保育施設は、県の基準で運営しているため、直接的に指導はしていませんが、個別に施設から保育についての相談があれば必要に応じて支援を行います。</p>	子ども未来課
④	育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。	<p>R7.4.1以降に2歳児クラスに在園する子どもであり、かつ出産予定月を含む3ヶ月よりも前に在園する子どもの育休退園を廃止します。</p>	子ども未来課
6. 障害者・児施策			
★①	自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。	<p>手当創設当初と比較し、障害福祉施策が充実し、新たなサービスがつくられ、さらにその対象者、内容が見直されてきたほか、障がい特性に応じた支援が適切に行われるものとなるような仕組み・地域の体制づくりが進められてきたことを踏まえ、市独自の障害者手当の増額については考えていません。</p>	福祉課

要 請 事 項		回 答	
	② 障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。	重度の知的障害者等が生活できるグループホームの設置を働きかけていきます。職員配置については、国等の基準のとおりとし、独自補助は考えていません。また、医療的ケアが必要な人への支援体制について、引き続き障がい者自立支援協議会において検討を進めていきます。	福祉課
	★③ 暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援などの十分な人員を確保できるよう、基本報酬を大幅に増額してください。	障害福祉サービスは、必要と認められる時間を支給しています。移動支援事業については、令和6年4月に報酬単価を一部見直し、増額しました。	福祉課
	④ 障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。	国の基準に基づき、現行どおりとします。	福祉課
	★⑤ 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。	障害者総合支援法第7条に基づき、介護保険のサービスが原則優先となりますが、必要に応じて、障害福祉サービスの利用を認めています。	福祉課
7. 予防接種			
	★① 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、帯状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種について、自己負担無料の助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。	帯状疱疹ワクチンの助成について、令和6年7月から開始しました。そのほかは、国(厚生労働省)の規定に基づいた予防接種を実施しており、現行どおりとします。	健康推進課
	★② 高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の自己負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。	高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担の引き下げは行いません。任意予防接種事業は平成30年度で終了しました。	健康推進課
8. 健診・検診			
	★① 産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。	令和5年4月から産婦健診費用の一部助成事業を2回に拡充しています。	子ども家庭課
	② 妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。	妊産婦歯科健診は妊娠中から産後1年未満の期間に1回無料で実施しています。	子ども家庭課
	③ 保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。	歯科保健事業において歯科衛生士の役割は重要だと考えますので、常勤職員としての配置について検討します。	健康推進課
9. 地域の保健・医療			
	① 地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。	尾張東部保健医療計画に基づいて愛知県が整備しています。	健康推進課

要 請 事 項		回 答	
②	自治体病院の感染症予防計画における医療提供体制を充実してください。	本市に公立病院はありません。	健康推進課
③	自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。	市立の病院はありませんが、必要に応じて地域の医療機関と連携し、各種健診、予防接種等を実施しています。	健康推進課
④	保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。	保健センターの保健師等スタッフについて、円滑に事業が実施できるように配置しています。	健康推進課
⑤	避難所のバリアフリーを進めるとともに、障害の程度、介護ニーズなどに応じた個別対応やプライバシーの確保ができるようにしてください。また、福祉避難所の設置を進めてください。	<p>【安心安全課】 避難所には、要配慮者の方用のスペースを施設内に確保することとしています。また、プライバシーの確保の観点では、ワンタッチ設営でき、プライベート空間を確保できるポップアップパーティションの整備を市として進めています。なお、福祉避難所は現在1カ所設置しています。</p> <p>【福祉政策課】 本市の福祉避難所は協定によるものも含め4施設となっています。今後も、要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、民間事業者との協定等による受入先の確保に努めます。</p>	安心安全課 福祉政策課
【3】 国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。			
1. 国に対する意見書			
①	国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。	公費負担のあり方について県を通して意見を出していきます。傷病手当、出産手当について要望書を提出する考えはありません。	保険医療課
②	マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。	要望書を提出する考えはありません。	保険医療課
③	介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。	現時点では、国に対する意見書を提出する予定はありません。近隣自治体の状況に注視し、必要に応じて検討していきます。	長寿課
④	介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は複数配置ができるよう人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。	現時点では、国に対する意見書を提出する予定はありません。近隣自治体の状況に注視し、必要に応じて検討していきます。	長寿課
⑤	18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。	市から国へ意見書の提出は予定していませんが、本市では、15歳年度末までの入・通院、中学卒業後18歳年度末までの入院の医療費支給を行っており、また、令和6年10月受診分から18歳年度末までの者の通院医療費の支給も開始します。	保険医療課

要 請 事 項		回 答	
⑥	小中学校の給食費を無償にしてください。	<p>【給食センター】 給食に係る食材費は、保護者が負担する給食費に、1食あたり21円を上乗せして市が負担しています。近隣状況及び政府動向を注視して対応にあたります。</p> <p>【教育総務課】 今のところ提出の予定はありません。</p>	給食センター、 教育総務課
⑦	障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。	<p>地域生活支援拠点は面的整備済であり、市内グループホームや近隣市の入所施設が登録事業所として機能を担います。報酬単価及び夜勤体制については、国の基準のとおりとし、独自施策を行うことは考えていません。</p>	福祉課
⑧	医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。	<p>【保険医療課】 保険医療課として、要請事項にある各事業所へ支援、指導等の働きかけを行うことは、業務上想定していないため、非該当と思われます。</p> <p>【長寿課】 現時点では、国に対する意見書を提出する予定はありません。近隣自治体の状況に注視し、必要に応じて検討していきます。</p> <p>【福祉課】 職員処遇に関しては、令和6年度の報酬改定において、確実に現場職員のベースアップにつながるよう処遇改善加算等の改定がされていますので、独自の手当支給は行いません。</p> <p>【子ども未来課】 国が定める公定価格において処遇改善加算を設けるなど、保育士等の処遇改善が推進されています。</p>	保険医療課、 長寿課、 福祉課、 子ども未来課
2. 愛知県に対する意見書			
(1)	子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。	<p>市から愛知県へ意見書の提出は予定していませんが、本市では、15歳年度末までの入・通院について現物給付を行っています。また、令和5年1月1日より中学卒業後18歳年度末までの者の入院医療費の支給を開始しました。</p>	保険医療課
(2)	国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。	<p>県から、市町村国民健康保険の保険給付や保健事業等に必要な財源や財政支援として保険給付費交付金等が交付されています。</p>	保険医療課
(3)	学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。	<p>【教育総務課】 今のところ提出の予定はありません。</p> <p>【給食センター】 近隣状況及び政府動向を注視して対応にあたります。</p>	教育総務課、 給食センター
(4)	地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。	<p>尾張東部保健医療計画に基づいて愛知県が整備しています。感染症病床については、愛知県が関係医療機関と調整し、確保しています。</p>	健康推進課
(5)	地域医療介護総合確保基金について		

要 請 事 項		回 答	
①	地域医療介護総合確保基金について、各市町村や事業所からどのような補助制度が必要か意見聴取し、実態に見合った活用ができるようにしてください。	<p>【健康推進課】 地域医療介護総合確保基金を財源とする補助事業については、愛知県が統合補助要綱を制定し、実施しています。</p> <p>【長寿課】 現時点では、愛知県に対する意見書を提出する予定はありません。 近隣自治体の状況に注視し、必要に応じて検討していきます。</p>	健康推進課、 長寿課
②	基金を活用し医療・介護・福祉など公的価格で働く職場への物価高騰対策を今まで以上に行ってください。特に職員処遇に関する手当を支給してください。また、保育分野にもひろげてください。	<p>【健康推進課】 基金ではありませんが、令和5年度にコロナ臨時交付金を活用し、医療機関等に対し物価高騰対策支援金を交付しています。ほかにも中小企業向けの価格高騰対策支援金などの周知に努めています。</p> <p>【長寿課】 現時点では、愛知県に対する意見書を提出する予定はありません。 近隣自治体の状況に注視し、必要に応じて検討していきます。</p>	健康推進課、 長寿課